

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十一）

第二部 租税（十）

第四節 各種の収入に無差別にかかることを意図した課税（二）

消費財への課税

所得に比例する直接課税の実施は難しく、そのことが消費財への課税という発想を生み、消費税導入を促したとされる。政府は所得に直接比例して課税できないため、所得の増減に概ね連動する支出に着目し、その支出の対象である消費財に課税して支出自体に税負担を載せる形で、間接的に所得に課税する。

消費財は必需品と奢侈品に分かれる（一）

ここでいう必需品とは、生命維持に不可欠なものに限らず、各国の慣習で最下層においても体面を保つうえで求められる品までを含む。たとえば麻のシャツは厳密には生活必需品ではなく、古代ギリシアとローマの人々はそれがなくとも不自由なく暮らせたと

考えられるが、今日の歐州の多くでは、日雇い労働者でも麻のシャツを身につければ人前に出るのは恥とされ、それを欠くことは、極端な素行不良でもないかぎり陥らないような不名誉な貧困のしと受け止められる。靴についても事情は国により異なり、イングランドでは革靴が生活必需として定着し、最も貧しい層でも、男女を問わず革靴を履かざり人前に出るのは恥とされるのに対し、スコットランドでは、最下層の男性には革靴が必需だが、女性は裸足でも体面は損なわれない。フランスでは革靴は男女いずれにも必需ではなく、最下層の人々が木靴や裸足で公の場に出ても不名誉とはみなされない。したがつて、必需品には自然が要請するものに加え、礼儀や体面に関する確立した規範によって最下層にまで求められるものが含まれ、それ以外は贅沢品と呼ぶが、節度ある享受を非難するものではない。英國のビールやエール、ワイン産地のワインがその例で、どの階層でもそれらを口にしなくとも咎められることはない。自然がそれを生存の条件とせず、またどの社会でも、それなしで暮らすことが無作法とはされないからである。

賃金は地域ごとに、需要と生活必需品の平均価格によつておおむね決まる。平均価格が上がれば、需要の動向にかかわらず、労働者が必要な量の必需品を買い続けられるよ

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十一）

うに賃金も上ががらざるを得ない。これらの必需品に税を課すと、価格は税額分を幾分上回つて高くなる。税を立て替えた販売業者や流通業者が、見込む利益を上乗せして回収するためである。したがつて、この種の税は、価格上昇に応じて賃金を押し上げることになる。

要するに、生活必需品の課税は賃金への直接課税と同様に働く。労働者はひとまず自分で税を負担しても、少なくとも長期的には持ち出しのままにはならず、結局は賃金水準の引き上げという形で雇用主が埋め合わせる。雇用主が製造業者であれば、その賃上げ分に利益を上乗せして価格に転嫁し、税と上乗せ分の最終的な負担は消費者に及ぶ。雇用主が農業者であれば、同様の上乗せが地代に織り込まれ、地主がその負担を引き受ける。

著者のいう贅沢品、とりわけ貧しい層が消費する品への課税は、価格を押し上げても労働賃金を必ずしも引き上げない。たとえば、たばこは貧富を問わず贅沢品だが、課税しても賃金は動かない。イングランドでは本来価格の三倍、フランスでは十五倍もの税が課されても賃金への波及は見られない。同様に、イングランドやオランダで最下層にまで普及した茶や砂糖、スペインで同様に普及したといわれるチョコレートへの課税も

事情は変わらない。今世紀を通じてグレートブリテンで導入された蒸留酒課税も、労働賃金を押し上げたとはいえない。さらに、濃いビール一樽当たり三シリングの追加課税でポーターの価格は上がったが、ロンドンの一般労働者の賃金は据え置かれた。課税前は一日当たり概ね十八ペニスから二十ペニスで、現在もそれ以上ではない。

この種の嗜好品や物資が課税で高くなつても、下層の家庭の扶養力が必ずしも低下するとは限らない。節度と勤勉を心がける貧困層にとっては、課税が事実上のぜいたく抑制として働き、容易に負担できなくなつた不要不急の消費を減らす、またはやめる方向へ促す。儉約が進めば、子育ての力は下がるどころか、増税をきっかけに高まることがある。実際、子どもを多く育て、社会に必要な労働力の多くを担っているのは、節度と勤勉を備えた貧しい人びとである。ただし、誰もがそうではない。放縱で無秩序な層は、値上がり後も家族の窮状を顧みず、従来どおり嗜好品に耽溺することがある。そうした人びとが多くの子を育て上げる例はまれで、子どもは育児放棄や不適切な養育、乏しく不衛生な食事のために命を落としがちだ。体質や体力が強くて生き延びても、親の悪い手本をまねて道徳心や規範意識が損なわれ、勤労で社会に貢献するどころか、悪癖や問題行動で社会に迷惑をかけやすい。したがって、貧しい人びとのぜいたく品の価格

5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十一）

上昇は、このような無秩序な家庭の苦境をいくぶん深め、子育ての力を多少そいだとしても、国の有用な人口を大きく減らすことにはつながりにくい。

生活必需品の平均価格が上がつても、賃金がそれに見合つて同程度に上がらなければ、貧困層が多子世帯や大家族を養い育てる力は程度の差こそあれ確実に削がれ、その結果として有用な労働力に対する需要に応じる供給力は細り、需要が増加・横ばい・減少のいずれの局面にあつても、また人口動態が増加・横ばい・減少のいずれであつても、この帰結は変わらない。

ぜいたく品への課税はその品の価格にだけ作用し、他の物価には波及しないのに対し、必需品への課税は賃金を押し上げ、製造品の広範な値上がりを招いて販売と消費を縮小させる。ぜいたく品への課税の最終的な負担者はその購入者であり、補填は生じない。賃金や利潤、地代など収入の種類にかかわらず、消費者である限り等しく負担が及ぶ。必需品への課税が働く貧困層に及べば、地主は地代の減少で、富裕な消費者は製造品の高値で負担を分け合い、さらに相応の上乗せも避けられない。生活必需の粗い毛織物が値上がりすれば、貧しい人々の賃金をさらに引き上げて補うほかない。利害に照らせば、中流層や上層は生活必需品への課税と賃金への直接課税に一貫して反対すべきで、結局

はいざれも上乗せされて自分たちに跳ね返り、とりわけ地主には地代の減少と消費支出の増加という二重の痛手が最も重い。デッカー卿の「税が特定商品の価格の中で四、五回も重なり累積することがある」との指摘は必需品課税について妥当である。革の場合には、自分の靴の革にかかる税に加え、靴職人やなめし職人が履く靴にかかる税の一部も負担し、さらに彼らが仕事で使う塩・石けん・ろうそくの税、加えて塩・石けん・ろうそくの製造者が業務で使う革にかかる税分までが価格に含まれる。

英國では、生活必需品に対する主な課税は前述の四品に集中しており、課税対象は塩、皮革、石けん、ろうそくである。

塩は古代以来、ローマを含む歐州各地で広く課税されてきた代表的な税目で、個人の年間消費量が少なく少しづつ買い足す性質のため、かなりの重税でも負担は目立ちにくいとみなされていた。イギリスでは一ブッシュエル当たり三シリング四ペニスが課され、原価の約三倍に当たった。他国ではさらに高率の例もあった。皮革は生活必需品であり、リネンの普及によつて石けんも必需品となり、冬の夜が長い国々ではろうそくが取引や商工業に欠かせなかつた。グレートブリテンでは皮革と石けんに一ポンド当たり一・五ペニス、ろうそくに一ポンド当たり一ペニーが課され、原価比では皮革が約八分

から一割、石けんが約二割から二割五分、ろうそくが約一割四分から一割五分となつた。これらは塩ほどではないにせよ依然として重い税であり、四つの必需品への課税はまじめに働く貧しい人々の支出を押し上げ、その結果として賃金もいくぶん上がるとみなされた。

英国のように冬が厳しい国では、燃料は調理だけでなく屋内で働くさまざまな職人の仕事を支える生活必需品であり、なかでも石炭が最も安価だ。燃料価格は労働コストに直結するため、英國の製造業は概して産炭地に集まり、燃料が高い地域では低コストでの操業が難しい。さらに、ガラスや鉄鋼などの製造では石炭が生産そのものに不可欠である。本来、奨励すべきなのは石炭が豊富な地域から不足する地域への輸送であろう。ところが、議会はそれを奨励するのではなく、沿岸航路で運ぶ石炭に一トン当たり三シリング三ペンスの税を課し、その負担は多くの場合坑口価格の六割超に及ぶ。陸路や内陸水運で運ぶ石炭は非課税で、もとから安い地域では無税のまま消費される一方、もとから高い地域には重い税が上乗せされている。

生活必需品への課税は生計費を押し上げ、その結果として賃金も上がるが、他に得がない重要な歳入をもたらす以上、存続理由はある。これに対し、現行の耕作条件のもと

で穀物価格を引き上げる輸出奨励金は、必需品課税と同じ悪影響を生むうえ、歳入どころかしばしば多額の公費を要する。さらに、外国産穀物に高関税を課して並作や中程度の豊作の年に実質的な禁輸を招く措置や、生体家畜や塩蔵食料の輸入を全面的に禁止する恒久法の規定は、いまは供給逼迫への対応としてアイルランドと英領植民地に限り一定期間停止されているが、いずれも必需品課税と同じ悪影響を及ぼし、政府歳入には寄与しない。こうした規制をやめるには、それらの根拠となつた制度が実は無益で効果的でないと社会が理解すればよい。

多くの国では、生活必需品への課税は英國よりもはるかに重い。製粉後の小麦粉やミール、焼いたパンにまで税がかかる例が少なくなく、オランダでは都市部のパン価格がこの種の税によつておよそ二倍に上がつたとされる。農村部ではその一部の替わりに、食べるパンの種類に応じて毎年一人当たりの定額が課され、小麦パンを食べる者は一人につき三ギルダー十五スタイルヴァー、すなわち約六シリング九ペニス半を納める。こうした税は賃金を押し上げ、オランダの製造業の多くを衰退させたと伝えられる。負担はや軽いが、同種の課税はミラノ、ジェノヴァ、モデナ、パルマ、ピアチエンツァ、ガアスタツラの各公国および教皇領にも及ぶ。フランスの名高い著述家は、他の多くの

税を廃し、このきわめて有害で最も破壊的な税に置き換えるべきだとする財政改革を提案した。キケロは「どれほど不条理であつても、哲学者が言わなかつたことはない」と述べている。

精肉税はパン税よりも広く実施されているが、精肉がどの地域でも生活必需品だと言いたることはできない。穀類や野菜に牛乳・チーズ・バターを合わせ、バターがない場合は食用油で補えば、肉を使わなくとも衛生的で滋養に富み活力を与える十分な食事になることは実地の経験が示している。体面のために精肉の消費が求められる地域はなく、多くの地域ではむしろ亞麻布のシャツや革靴を身につけることが求められる。

必需品か贅沢品かにかかわらず、消費財への課税はおおむね二つの方式に大別される。一つは特定の財の使用や消費に応じて消費者が毎年一定額を納める方式、もう一つは商品が消費者に渡る前に販売業者の段階で課税する方式である。長く使われる品目には前者が適しており、消費が直ちにまたは比較的速やかに進む品目には後者が向く。前者の例としては馬車税や銀器税があり、多くの内国消費税や関税は後者に当たる。

適切に管理すれば馬車は十年から十二年は使える。出荷前に一度限り課税する方法も考えられるが、所有権に対しても年額四ポンドを支払うほうが、車両価格に四十または四

十八ポンドを一度に上乗せする、あるいは使用期間分の税を前払いするよりも、購入者にとって受け入れやすい。銀器一式も一世紀を超えて使えるので、百オンスごとに年五シリング、すなわち価値の約一パーセントを納める方式のほうが、二十五年から三十年分の負担を资本化して価格を少なくとも二十五から三十パーセント引き上げる方式より、消費者の負担は軽い。住宅への課税も、新築や売買の際に同額の重税を一括で課すより、適度な年額に分割して納めるほうが、支払いは確かにしやすい。

マシュー・デッカー卿は、即時または極めて短期間に消費される商品を含む全品目について、業者による税の前払いを廃止し、消費者が特定品目の消費免許に対しても年額の定額を納める方式で課税する案を示した。狙いは、輸入税と輸出税を全廃して海運を含む対外貿易を拡大し、商人が資本や信用を余すところなく商品の仕入れや船積み、運賃に振り向け、税の前払いに資金を割かずに済むようにすることにある。ところが、この方式で即時または短期消費財に課税すると、難点が四つある。第一に、公平性が損なわれ、通常の課税ほど各人の支出や消費に比例しない。エール、ワイン、蒸留酒の税は業者が立て替えるも、結局は消費者が自分の消費量に応じて正確に負担しているが、これを飲用免許に切り替えると、節度ある飲み手ほど割高に、大酒飲みほど割安に課税され、

もてなしの多い家は来客の少ない家より課税が軽くなる。第二に、年次・半期・四半期の免許制は、この種の課税の長所である、少額ずつその都度支払えるという便宜を損なう。いま、ポーター一ポットの価格三ペンス半には、麦芽とホップ、ビールにかかる諸税と、その前払いに伴う醸造業者の特別利潤が含まれ、合計はおそらく一ペンス半ほどだ。職工はその一ペンス半の余裕があれば一ポットを買い、なければ一ペイントに抑えれる。一ペンスの節約は一ペンスの所得に等しいのだから、節制すれば四分の一ペンスでも確実に得になる。税は、払えるときに少額ずつ任意に払い、望めばある程度は回避できる。第三に、奢侈抑制の効果が弱まる。免許を一度貰えば、飲む量にかかわらず税額が同じだからだ。第四に、職工が、現行では多数の一ポットや一ペイントごとに難なく小分けで払っている税に等しい額を、年次・半期・四半期の一括払い納めるとなると、総額がしばしば重荷になる。したがって、この方式で、現行方式が無理なく生み出しているのにほぼ匹敵する歳入を、過度の負担なしに確保するのは難しい。他方、いくつかの国では、即時または極めて迅速に消費される品目に同種の課税が導入されている。オランダでは、茶の飲用免許に一人当たりの定額を払う。農家や在郷の村で消費されるパンの課税も、同じ方法で徴収される。

物品税（内国物品税）は国内で消費される国産品に課される税で、制度は簡明である。

課税対象は広く流通する品目のうちごく一部に限られ、どの品目が対象でどの税がかかることは常に明確で、判断に迷うことはない。税負担の中心は著者のいう「贅沢品」におむね偏っているが、例外として塩、石けん、なめし革、ろうそくの四品目があり、緑色ガラスもおそらく同様に課税される。

関税は国内の消費税や物品税よりも古い起源を持ち、その呼称は古くからの慣行的な徵収方法に由来するとされる。当初、関税は商人の利潤に課される税と理解されていた。封建制の混亂期には、商人は都市住民と同様に軽んじられ、解放農奴と同様の存在と見なされ、その稼ぎはしばしば傭まれた。大貴族は自らの領内の人々や小作人の収益に対する王による課税を容認しており、保護の利害や必要性が乏しいと見られた商人の利潤への課税にも異を唱えなかつた。当時は、商人の利潤は本来直接課税になじまず、その種の税の負担が価格の上乗せという形で最終的に消費者へ転嫁されることも理解されていなかつた。

外国商人の利益はイギリス商人の利益に比べて望ましくない、あるいは低く評価されるものとみなされ、その結果、外国商人への課税はイギリス商人より相対的に重くする

のが当然だとされてきた。外国商人とイギリス商人の税負担の差は、発端は無知や理解不足にあり、その後は国内外の市場で自国商人を優位に置こうとする独占志向によって維持してきた。

この区別に従えば、旧来の関税は商品の種類を問わず一律に課され、必需品も贅沢品も、輸出品も輸入品も例外ではなかった。では、特定の品を扱う商人だけを他の商人よりも優遇すべき理由はどこにあるのか。まして、輸出商を輸入商よりも優遇すべきだとする根拠は何か。